

あなたの税が 支える松阪



平成30年度 松阪市納税啓発チラシの部 特選
松阪市立西中学校 3年 なかせ 中瀬 宙

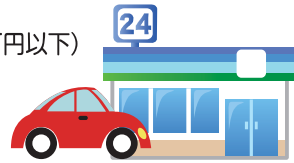
12月は納税強調月間です

松阪市 松阪税務署 松阪県税事務所

コンビニエンスストアで納税ができます

- ◎国 税・・・税務署が発行したバーコード付き納付書(1枚につき30万円以下)
- ◎県 税・・・自動車税
- ◎松阪市税・・・市税・国民健康保険税(督促状・再発行納付書を含む)

※バーコードがないもの、取扱期限の過ぎているものは納付できません



税金を納めないとうなるの？

税金の納期が過ぎても納付されていない方には督促状を発送しています。その後も納付がされず、相談もない場合は、財産の調査を行い、差押処分を執行します。差押の後、差押財産を取立て、または公売して滞納税金へ充当します。

これらの行政処分は、他の納税者との公平性を保つため、法律に基づいて行うものです。

税務署からのお知らせ

納税には、ダイレクト納付や振替納税が便利です！

- e-Taxを利用することにより、全ての税目で「ダイレクト納付」がご利用いただけます。
- 申告所得税及び復興特別所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税については「振替納税」がご利用いただけます。

※「ダイレクト納付」及び「振替納税」をご利用される場合は、所定の手続が必要となります。
詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

県税事務所からのお知らせ

情報提供のお願い

三重県では、不正軽油の製造・販売・使用に関する情報を集めるため「不正軽油110番」を設置し、広く県民に情報提供を呼びかけています。不正軽油に関する情報を「不正軽油110番」または県税事務所へお寄せください。

- 不正混和・・・軽油に灯油や重油等を不正に混ぜて、軽油として販売または使用すること
- 不正使用・・・灯油や重油等を不正に自動車用燃料として販売または使用すること

【不正軽油110番】連絡先 電話番号059-224-2980

松阪市役所からのお知らせ

日曜・夜間窓口を利用してください

松阪市役所収納課では、平日の来課が困難な方のために、日曜・夜間窓口を開設しています。12月は16日(日)10～16時まで、17日(月)18～20時まで、納付または納税相談を受け付けます。日曜・夜間窓口は8月を除いて毎月開設しています。開設日については、「広報まつさか」や「松阪市ホームページ」でお知らせしていますので、ご確認の上、お越しください。日曜夜間窓口では、市税・国民健康保険税の納付はできますが、上下水道使用料、介護保険料等は取り扱っていませんので、ご了承ください。

税に関するお問い合わせ



国税に関すること／松阪税務署 電話0598-52-3021
県税に関すること／松阪県税事務所 電話0598-50-0511
市税に関すること／松阪市役所市民税課 電話0598-53-4027
資産税課／電話0598-53-4037 収納課／電話0598-53-4021